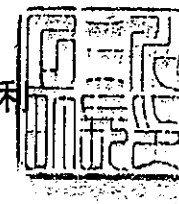


公 示 送 達 書

上税第229号
令和8年9月24日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

PHAN THANH DUY

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

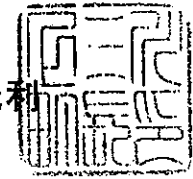
（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第229号
令和8年9月24日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

TOUN NOB

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

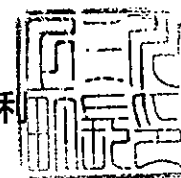
（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第229号
令和8年9月24日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

SOUL VANNETH

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

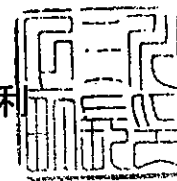
（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第229号
令和8年9月24日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

村上 陽祐

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

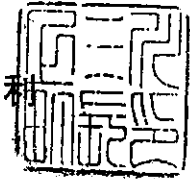
（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第229号
令和8年9月24日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	太田 拓巳
-----------	--------	-------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。